

下野市 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療業務
行政機関等の名称	下野市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課
個人情報ファイルの利用目的	・後期高齢者医療被保険者の記録及び資格管理を行うため
記録項目	1.国保番号、2.世帯主番号、3.氏名、4.住所、5.生年月日、6.基本コード、7.住所、8.非住民日、9.続柄、10.住民でなくなった日、11.事由、12.得喪状況、13.負担区分、14.被保枝番、15.資格取得日、16.事由、17.適用開始日、18.資格喪失日、19.事由、20.適用終了日、21.異動履歴、22.広域作成日時、23.更新日時、24.被保険者証発行履歴、25.納付状況、26.介護・国保・年金、27.外国人情報、28.住所地特例情報、29.特定障害者情報、30.高額療養費支給先口座
記録範囲	・下野市に住民登録を有する者及び有していた者
記録情報の収集方法	・高齢者の医療の確保に関する法律に基づく被保険者または被保険者であった者及び同一世帯員による届出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)下野市市民生活部市民課 (住所)〒329-0492 下野市笹原26番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
備考	
保有開始日	平成18年1月10日
廃止日	
最終更新日	令和5年3月17日
対象者数	5,000人以上10,000人未満